

令和4年度第2回障害保健福祉施策連絡会会議録

1 開催日時

令和4年12月14日（水） 午前10時から午前11時35分まで

2 開催方法

Z o o mによるオンライン開催

3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出隆司・伊藤幸枝・藤木るみ子

N P O法人浜松地区精神保健福祉会 明生会 赤池千秋

浜松市視覚障害者福祉協会 安松和男 赤堀

浜松の福祉を考える会 小田木一真、村松良子、矢島利充

浜松ろうあ協会 伊藤行夫・大石博子

浜松市浜北手をつなぐ育成会 伊藤基久

浜松市障がい者基幹相談支援センター 雨宮寛

（欠席）

N P O法人浜松地区肢体不自由児親の会

N P O法人浜松市身体障害者福祉協議会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

アクティブ

ぞうさんの会

（事務局 障害保健福祉課）

久保田課長、仲井課長補佐、金原主幹、柴田主幹、宮本副主幹、大庭副主幹、村木

4 議事内容

（1）令和3年度障がい者自立支援協議会報告

（2）その他

5 記録の方法

発言者の要点記録

6 会 議 記 録

1 開会

2 議事

(1) 令和3年度障がい者自立支援協議会報告

事務局・柴田より資料を元に説明

質問なし

(2) その他

①日常生活用具について

<事務局>

日常生活用具の助成について、浜松市議会 11 月定例会において浜松市議からの一般質問があがった。品目は、障害者用防災ベストで、視覚障害や聴覚障害がある人達が災害時に障害があることを知らせるため、防災ベストを配布すべきではないかとの質問であった。浜松市としては、日常生活用具として助成を行っているということで回答をしているが、障害者用防災ベストがどのようなものであるかということの周知が必要ではないかとのご意見をいただいたため、防災ベストだけではなく、日常生活用具について改めて周知する。これにより、皆さんにご利用いただけたらと思う。

日常生活用具助成制度とは、障害者手帳を所持している重度の障害者や障害児、難病のある人に対して、生活を営むために必要な用具購入費用の助成を行うもの。種目は様々あるが、障害福祉のしおり（35ページ）や浜松市ホームページに掲載しているため、確認いただき、対象となりそうなものがあれば市へ問合せいただきたい。

障害のある人のよりよい生活を送るために必要な用具購入費用の助成は行いたいと考えるため、各団体への周知もお願いしたい。

<視覚障害者福祉協会 安松>

点字ディスプレイについて、浜松市では学生に認められていないようだが、他市では認めている事例があると聞いている。児童の学業のために浜松市としても認めていく方向はあるか。

<事務局>

日常生活用具の品目については、静岡県と連携して定めている。国や他市の状況を確認して検討したいと思う。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

日常生活用具は地域生活支援事業であるため、浜松市民の要望に基づいて独自に作り上げてもいいと思う。地域性もあるため、浜松市独自の予算付けをしてもいいと思う。

<事務局>

日常生活用具は地域生活支援事業であり、浜松市で検討できることは承知している。用具については、日々新しいものが出ていることもあり、皆さんの声を聞きながら検討していきたい。

<福祉を考える会 矢島>

当事者部会や障害保健福祉課が理解していても、窓口である区役所で理解がなければ進まないと思う。そのため、区役所職員も含めて検討していただければスムーズに手続きが進むと思う。

<事務局>

区役所とも連携して進めていく。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

もう1つ要望。地域生活支援事業については、浜松市障がい福祉実施計画にも掲載されている。計画を策定する際には、時代に沿った用具についても検討していただきたい。

区役所の対応については、職員が制度を知らないということがないように周知を市で徹底していただきたい。

<事務局>

連携していく。

<ろうあ協会 大石>

防災ベストの話だが、2年程前に市役所に行き、障害福祉のしおりを見て話をした。防災ベストはどこのお店に行けば購入できるかと質問したら、お店はわかりませんという返事だった。

市で防災に関する委員会を立ち上げるということで、3年前に団体の代表を集めて話があった。そのため、ろうあ協会でも防災委員会を立ち上げ、聴覚障害者用の防災ベストを作ろうという話になり、検討をはじめた。災害は冬の可能性もあるため、ダウンにしようか等協議をしたが、やはり「聞こえません」ということを知ってもらうため、上から羽織るものにしようかと考えている。これから防災ベストを作成していきたいと思うが、先ほど話に出ていた購入助成についての手続きの方法がわからない。

補聴器の場合は、補聴器センターに行ってから、市役所で手続きをして、再度補聴器センターに行くという流れになるとわかっているが、防災ベストの場合、作成したいと思って活動しているが、どのような手続きで申請ができるのか、流れを教えてください。

<事務局>

お店については、常にあるものではないということも聞いているため案内できないが、

申請の流れについては、資料を送る。また、ろうあ協会へは説明にうかがう。

<ろうあ協会 大石>

防災ベストをお店で買うのではなく、自分たちで作ろうと委員会を立ち上げて作成を検討している。お店で作成するための助成が出るということはあるか。

<事務局>

日常生活用具については、個人で日常生活に使用するものとしているため、協会への助成というものでない。

そこにつきまして、市で他に使える制度がないか等確認し、相談したいと思う。

<ろうあ協会 大石>

承知した。

②事前にいただいた質疑

ア 福祉施設の定員遵守について

市から施設へ通知した内容について聞いていると思うが、改めて市より説明する。

<事務局>

昨年11月に定員遵守について施設へ通知。

定員は、各事業所で定めているものであり、その定員を守るよう通知したもの。

通知した理由としては、定員を超えて受け入れている事業所が多数ある状況が市でわかってきたため。定員を超えることができる条件は、虐待案件への対応や災害対応、その他やむを得ない事情がある場合に特別に定員を超えて受け入れられるというルールになっている。そのルールが守られていない状況があったため、通知した。

ただ、急な対応が難しいことは理解しているため、令和5年4月までに対応をお願いした。この通知により、新規開設又は定員増を検討している事業所も多くある。また、やむを得ない事情があるということで、現状継続に関する協議書を提出していただいている事業所もある。

一部の事業所で、定員遵守の通知を理由として利用を断っているという話が市に届いており、そういった事業所には、市から利用定員を守るということで利用を断らないようにと指導をしている。全情報が市に届いているわけではないため、そのような話があれば、指導グループへ一報いただきたい。

定員は守らなければならないものであるが、現在の利用者がすぐに使えなくなるということをやっているものではない。

<浜北手をつなぐ育成会 伊藤>

今後特別支援学校を卒業する子の保護者にも情報が届いているか。

加えて、事業所が運営の負担になるということを知っているため、その部分について市

の考えを聞きたい。

<事務局>

運営のルールや基準をすべて理解できている事業所ばかりではないため、相談を受け、代替の方法等説明している。相談に来ていない事業所もあるため、そういう話が出た場合には、市へ相談したらどうかということを話していただけたらと思う。

<浜北手をつなぐ育成会 伊藤>

難しい問題であると思うため、状況を特別支援学校の保護者等へ説明いただけるとありがたい。

<福祉を考える会 矢島>

保護者から、現在通っている事業所に行けなくなるから、我慢するという声が聞かれる。浜松市として、放課後等デイサービスや児童発達支援事業に代わる日中一時支援事業が利用しやすい仕組みを考えてほしい。

社会福祉法人の施設に協力してもらうことも検討してほしい。

<事務局>

利用者が事業所に言いたいことを言えないということについては、市も聞いている。その話を踏まえ、事業所指導を行っている。日中一時支援の話も事業者にはしている。新規で事業所開始している事業所もある。

<福祉を考える会 矢島>

日中一時支援事業の報酬単価が低額であることから事業所が事業を実施できない状況もあるため、報酬単価を検討してほしい。

<事務局>

日中一時支援事業については、他市の状況を確認し検討していく。

<障がい者基幹相談支援センター 雨宮>

日中一時支援事業の報酬単価を見直すことで利用者負担が多くなるため、そこを踏まえて検討してほしい。

現在利用している人が利用できないことにならないように協議書を提出するとの話だったが、定員超過となる利用者については、協議書の提出により継続して事業所を利用できるのか、別に移るような話がされていくことになるか。

<事務局>

定員超過となる事業所について、利用者が他の事業所を利用できる状況かどうかを確認し、他の事業所利用が難しいという場合に認めることとなる。ただ、現在の利用者が別の

事業所へ移る等で利用者が減ったあと、新規の利用者については定員を超えて受け入れられるというものではない。

＜障がい者基幹相談支援センター 雨宮＞

児童の事業所は障害者の事業へ移行していくためいいと思うが、障害者の事業では、例えば生活介護等は一度利用をはじめると、継続して利用していくため、難しさを感じる。

イ 日中サービス支援型グループホームについて

市で把握できていない状況のため、現状を教えてください。

＜浜松手をつなぐ育成会 伊藤＞

日中サービス支援型グループホームが開設されているが、利用している障害種別は、知的障害は6割と聞いている。日常生活を送るにあたり支援が必要となり、一人暮らしよりはグループホームで生活することが望まれる知的障害者には、日中サービス支援型グループホームができることは喜ばしいことであるが、実際の利用は、重度の障害者が断られていると聞いている。障害支援区分6の人の利用が望まれるが、断られ、利用できないという声があるため、重度の障害者が受け入れられるようにしてほしい。

＜事務局＞

日中サービス支援型グループホームは数が増えている。障害種別や重度・軽度関係なく受け入れることが条件となっている。重度のために受け入れてもらえないという状況がある場合には指導グループへ連絡をいただきたい。

しかし、支援ができる人材がいれば事業所指定は可能であるため事業が開始されるが、実際に受け入れる場合に、利用者が安全に利用できる環境であるかは別の問題である。

現在もグループホーム開設の相談は入ってきているため今後も増えていくと思うが、利用者が安全に生活できるかということを考えてほしい、支援の質の向上に努めてほしいという話は事業所にしている。

＜浜松手をつなぐ育成会 伊藤＞

安全に生活できるということが第一であるため、重度だと受入は難しいのだろうとあきらめてしまうこともある。また、強度行動障害があると、はじめから断られる状況もあるため、指導をお願いしたい。

＜浜松手をつなぐ育成会 小出＞

制度的に、政令指定都市は、事業所指定と支給決定ができる。政令指定都市以外は事業所指定ができないし、県は支給決定ができない。浜松市は、事業所指定と支給決定ができるという大きな権限を持ち、コントロールができることを認識して、障がい者自立支援協議会も障がい福祉実施計画策定についても責任をもってやっていただきたい。事業所指定

の際には、支援員の状況等確認して、条件を付けて行っていただきたい。

ウ 日中サービス支援型グループホームの緊急時登録について

日中サービス支援型グループホームで実施する短期入所の緊急時登録について状況を説明する。

<事務局>

日中サービス支援型グループホームが緊急時の体制を整えているかという質問だと思う。現在のところ、登録はない。ただ、この緊急時の体制を整えているかどうかにかかわらず、緊急時の受入は行うことができる。今後も、緊急時登録を行うようお願いはしていく。

<浜松手をつなぐ育成会 藤木>

日中サービス支援型グループホームで実施する短期入所について、障がい者基幹相談支援センターへの緊急時登録がされていないということだが、指定の方で指導はできないものか。

<事務局>

日中サービス支援型グループホームが緊急時の登録については、障がい者基幹相談支援センターへ登録するものではなく、体制を整えているかということを障害保健福祉課の事業所指定を行っている指導グループへの届出により行うもの。

日中サービス支援型グループホームについて地域生活支援拠点等整備を進めるにあたり、緊急時の体制を整え届出てほしいという話は指導グループからもしている。

エ 地域生活支援事業について

- ・ 移動支援事業所が少ない
- ・ 日中一時支援事業が法定サービスとは別の部屋で行う等の条件により利用しづらい。

<事務局>

移動支援事業の事業所が増えていかないということについて、他都市を確認して、制度を検討していくため時間をいただきたい。

日中一時支援事業が法定サービスと別の場所で実施しなければならないことについて利用しづらさが出ているということだが、法定サービスの基準や日中一時支援事業のルールは各々あり、その基準を守って事業を実施していただきたい。

<浜松手をつなぐ育成会 藤木>

移動支援事業について、利用したいときに利用できない状況は、人材がいなくてと財源が不足していることが問題となっている。利用できるように改善をお願いしたい。

移動支援事業については地域格差があり、山間地の人たちは利用できないとあきらめて

いる状況がある。平等に利用できるよう仕組みを整えてほしい。

＜浜松手をつなぐ育成会 伊藤＞

移動支援事業については、人材不足が大きな要因であると思うため、人材育成にも力を入れてほしい。

利用しづらい理由としては、もう 1 つ公共交通機関の利用が原則となっているところ。

＜事務局＞

移動支援事業の人材不足につきましては、障がい者基幹相談支援センターにお願いして移動支援従事者研修を実施している。今後も引き続き実施していきたいと思っている。

制度については、他都市を確認し、検討していく。

オ 強度行動障害への対応について

強度行動障害の共通理解の協議の場の設置や、人材育成について、現状を説明する。

＜事務局＞

強度行動障害の課題には、障がい者自立支援協議会のエリア連絡会で検討している。その検討内容を市でも把握し、検討していきたいと考えている。

人材育成については、障がい者基幹相談支援センターに協力いただき、フォローアップ研修の実施を検討していきたいと考えている。

＜福祉を考える会 矢島＞

強度行動障害の講習について、大人の通所事業所は受けているが子どもへの対応については浸透していないと感じる。放課後等デイサービス等の子どもの事業所についても講習会の参加の呼びかけをお願いしたい。

＜事務局＞

今後検討していく。

＜障がい者基幹相談支援センター 雨宮＞

障がい者基幹相談支援センターとしては、専門的人材育成ということで、強度行動障害に対応できる人材育成を行っていく。

今年度については、北エリア連絡会で強度行動障害に関するワーキングを行っている。以前市全域で検討したことがあったが、市域が広く、数も多いことから体制づくりが難しかったため、狭い地域での検討を行っている。2月9日に研修会を開催する予定。強度行動障害とはどんなものかというところをおさえたうえで、実際の取組の実践報告を行う。

カ 福祉避難所について

福祉避難所での対応や福祉避難所へ行くにあたる準備等教えてほしいという質問のため、説明する。

<事務局>

福祉避難所は、地域にある指定避難所での生活が難しく、特別な配慮が必要となる人のための二次的な避難所となる。受け入れる人は、常時介護を要しない、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の配慮が必要な人を受け入れることとしている。

浜松市では、地域の指定避難所に、配慮が必要な人への優先スペースとして福祉避難室を確保している。福祉避難室に避難した人の中で、福祉避難所への避難が適切とされる人を移送するもの。

福祉避難所は、安全な確認ができた後開設となるが、基本的にはスペースの確保のみ。可能な場合に、福祉避難所の施設に、支援を依頼している。

<浜北手をつなぐ育成会 伊藤>

重度障害者の避難所について、医療的ケアが必要な人の避難所については、登録制にして、その避難所で対応できるようにしていただきたい。

医療機関は、災害時には受け入れられないと思うため、避難所に頼らないといけないうるため、登録制にして、支援をお願いしたいところ。

<事務局>

障害保健福祉課や危機管理課、高齢者福祉課と連携して、検討していく。

<視覚障害者福祉協会 安松>

避難場所がわからないという声が、視覚障害者福祉協会の中であがっている。障害者団体へ避難所の案内をしていただけるといいのではないかな。

<事務局>

浜松市のシステムとしては、指定避難所へ避難してもらうこととしている。これは、福祉避難所も被災している可能性があるため、その状況を確認したあとで、2～3日後に開設となっているため。

そのため、先ほど医療的ケアを必要とする人について登録制という提案をいただきたいが、そこを踏まえ、仕組みを検討している。

指定避難所についての案内が足りていないということであれば周知をしていく。

<福祉を考える会 小田木>

指定避難所に避難してから福祉避難所へ避難するということはわかるが、車いすを利用している人等重度の障害者の移動はどのように行くと想定しているか。

この問題は、大切な問題であるため、勉強会のようなものを開催する等できないか。

<事務局>

いろいろな状況が想定できる。そのため、勉強会のようなものを開き、意見をいただきながら、福祉避難所が何をするとところかを含め、国や市の仕組みをすり合わせてよりよいものを作りたいと思う。

<事務局>

その他にも質問をいただいているが、時間の関係で、本日は以上とさせていただく。いただいている質問については、回答をお配りする形で対応する。

(3) 報告

<事務局>

障がい者基幹相談支援センターについて、鴨江で事業を行っていたが、福祉交流センターへ移転した。

これに伴い、福祉交流センターにある団体連絡室について、予約が入っていない場合には利用させていただきたい。

皆さん、了解

<事務局>

以上で本日の会議を終了する。

会議録を作成し、後日送付する。

今後、疑問に思う点等が出ましたら、気軽に障害保健福祉課へ連絡いただきたいと思います。